

危険物新聞

第 439 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

平成 2 年度 第 2 回危険物取扱者試験

10月10日(祭) 近大で

消防試験研究センターでは、大阪府下の平成 2 年度第 2 回危険物取扱者試験を次により実施することとなった。

▷試験日 10月10日 乙種 4 類 (午前・午後)
甲種、4 類以外の乙種、丙種 (午後)

▷試験場 近畿大学 (東大阪市)

▷申請日 9日6日 (木)、7日 (金)

▷申請場所 大阪府職員会館

なお、準備講習会は、甲種、乙種 (1~6 類)、丙種について大阪、堺、茨木、守口など 9 会場で行なわれる。

第 1 回 危険物取扱者試験結果

乙 種 4 類 35.8 %

消防試験研究センター大阪府支部では第 1 回危険物取扱者試験を 6 月 10 日及び 17 日、府立大学で実施したがその合格発表が 7 月 20 日行われた。結果は次のとおり。

	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲 種	156	45	28.8

乙 1	69	55	79.7
乙 2	90	64	71.1
乙 3	45	31	68.9
乙 4	4,017	1,438	35.8
乙 5	86	49	57.0
乙 6	147	62	42.2
丙 種	2,496	1,339	53.6

平成 2 年度 (前期 7 月~11 月)

保安講習開催中

危険物取扱者保安講習は、消防法第 13 条の 23 に規定された義務講習である。

危険物製造所等 (ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設) で危険物の取扱いに従事している危険物取扱者 (危険物保安監督者を含む) は、定められた期間内 (昭和 62 年 5 月 1 日より原則として 3 年以内) にこの講習を受講しなければならない義務がある。

受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命じられることがある。

また、上記以外の危険物取扱者も受講することができ、他府県で交付された免状所有者も大阪府で受講することができる。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

危険物関係法令改正に伴う 当面の手続きについて

除外、継続届は8月22日までに

大阪市消防局危険物課

昭和63年5月の消防法令大改正が、去る平成2年5月23日から施行された。

今回の改正は、危険物の範囲の見直しという危険物規制の根幹となる内容が、大幅かつ抜本的に行われ、改正に伴う各種の経過措置が設けられている。

旧法による危険物施設（地下タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、一般取扱所その他）の所有者等は、8月22日までに、何らかの届出等を許可行政庁にしなければならない。

これらの届出は、次の事項に充分留意して、期限内に行わなければならない。なお、旧法の許可施設に必要な手続きのフローチャートは、別図のとおり。

1. 危険物の確認について

今回の改正で危険物の危険性の試験法が定められ、指定数量も改正されたので、すべての事業者は、自らの事業所で貯蔵、取扱う危険物が、新法による試験法、判定基準等により、危険性の確認を行い、当該物品の危険性を充分認識するとともに、危険物のいずれにランクされるか、指定数量はいくらであるかを、この際確認しなければならない。

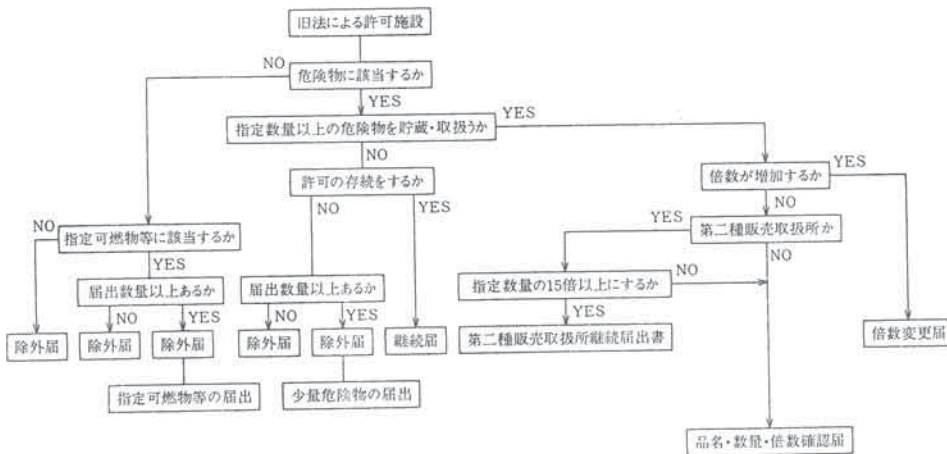
市町村長等への許可申請書又は届出書には、原則として危険物の性状を示す書類（国から示された確認試験結果報告書のうち必要なもの又は危険物保安技術協会が発行した危険物等のデータベース登録確認書の写し）を添付しなければならない。

ただし、ガソリン、灯油、軽油、重油のようなJIS規格石油製品や、アセトン、ベンゼン等の汎用純粋物質は危険性、性状が確認されているので、改めて試験をする必要はない。

2. 危険物製造所等除外届について（法附則5条1項）

(1) 危険物の範囲の見直しに伴い、生石灰、発煙硫酸、クロールスルホン酸、無水硫酸及び濃硫酸は危険物の指

旧法の許可施設に必要な手続き



ハツタは先端技術とふれあいの心をいかします

Hi-Tech & Hi-Touch

ハイテック&ハイタッチ

平成の新しい時代——

社会を火災から守るという創業時の信念を貫きながら
新しいメッセージでスタートします

HATSUTA

営業品目

消火器/消火装置(システム)/消火薬剤

特機商品/防災商品/自火報

株式会社 初田製作所

本社・工場 / 〒573 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地
TEL (0720)56-1281 (大代) FAX (0720)56-1472

定からはずれ、非危険物となり、引き続きこれらの物品を貯蔵、取扱う場合でも、危険物施設としての許可を必要としないことになった。

しかし、事業者は、消防法附則第 5 条第 1 項による除外届の手続きは必要である。

また、上記の物質は、新たに「消防活動阻害物質」の指定をうけるので、消防法第 9 条の 2 第 1 項の規定による届出の手続きが必要となる。

〈例〉① 濃硫酸 500kg を貯蔵していた屋外タンク貯蔵所は、危険物施設からはずれるので、引き続き濃硫酸貯蔵タンクとして使用するときは、事業者は「除外届」と「消防阻害物質の届」を提出しなければならない。

〈例〉② 濃硫酸 800kg を貯蔵するタンクローリーは、「消防阻害物質の届」は要らないが、「除外届」は必要である。

(2) 指定数量の見直しに伴い、危険物施設の危険物の倍数が 1 未満となり、いわゆる指定数量未満の施設となり将来も指定数量以上となるおそれがない場合でも、事業主は「除外届」を届出なければならない。また、引き続き「少量危険物貯蔵取扱場」に該当すれば、市町村条例に基づく届出をしなければならない。

〈例〉③ 灯油 800 リットルを貯蔵する危険物倉庫（屋内貯蔵所）は、指定数量が 500 リットルから 1,000 リットルに改正されたので、倍数が 1.6 から 0.8 となり、いわゆる指定数量以下となって、許可を要しないことになるので「除外届」を提出しなければならない。また市町村条例による「少量危険物の貯蔵取扱い」の届出も必要である。

3. 危険物製造所等継続届について（法附則 5 条 2 項）

危険物の範囲や指定数量の見直しに伴い、既設の許可施設のうちには、危険物製造所等としての許可を必要としないものもあるが、事業者がその施設を既得権を生かし、指定数量以上の危険物を貯蔵、取扱う危険物施設として使用

したい場合は、「継続届」を提出することにより施設の許可の効力を存続させることができる。

〈例〉④ 灯油（第 2 石油類）600 リットルを貯蔵する危険物倉庫は、法改正で指定数量の倍数が 0.6 となり危険物施設から除外されるが、需要の増加に伴う在庫量の増加を理由に、位置、構造又は設備を変更しないで倍数を 1 以上に、例えば灯油を 1,200 リットルに変更するときは「継続届」を届出なければならない。

〈例〉⑤ 第 4 石油類のシリンダー油 4,200 リットルを取扱う一般取扱所が、指定数量の見直しで、倍数が 1.4 から 0.7 となるが、事業者が、この施設を許可施設として継続する意志があり、近い将来において指定数量以上の危険物を取扱うため設備等の変更増設の計画が確実である等、特段の理由がある場合に限り、その旨を届出ることにより許可の効力を存続させることができる。

4. 製造所等の指定数量の倍数変更について（法附則 6 条）

危険物の範囲の見直しに伴い、危険物施設の危険物の品名、指定数量の倍数の変更が生じるが、倍数の増大がある場合に限り「倍数変更届」を届出なければならない。

〈例〉⑥ 第 2 石油類に該当する塗料を 1,800 リットル貯蔵する屋内貯蔵所で、この塗料を新基準により試験した結果、第 1 石油類の非水溶性液体に該当することとなり、指定数量の倍数が、3.6 から 9.0 となり、倍数が増加するので、この場合は「倍数変更届」が必要である。

5. 第 2 種販売取扱所継続届について（政附則 11 条 4 項）

旧法令による第 2 種販売取扱所（5 倍を超え 15 倍以下）として許可を受けている取扱所のうち、改正法による第 1 種販売取扱所（倍数が 15 以下）の規定に該当するものは、新法による第 1 種販売取扱所の許可を受けたものとみなされる。

また、位置、構造又は設備を変更しないで、指定数量の

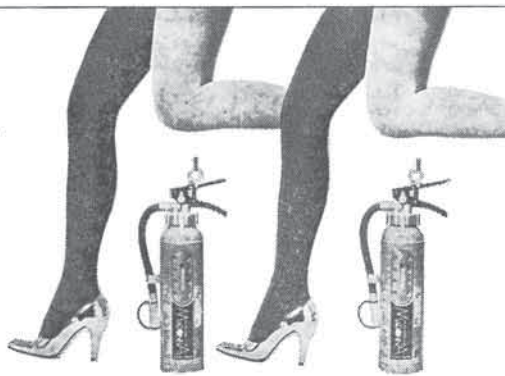
安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた
モリタの消火器
MADONNA

火災御見舞金(最高20万円まで)つき

モリタ 島田ポンプ株式会社

本社 / 〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel.(06)751-1351(代)
営業所 / 東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



15倍を超える危険物を取扱う場合は、「継続届」を届出ることにより、新法令の第2種販売取扱所として許可を受けたものとみなされる。

〈例〉⑥ 第2石油類の塗料を5,000リットル許可されている第2種販売取扱所で、その塗料を試験したところ、従前どおり第2石油類に該当することになり、倍数が10.0から5.0になった。この場合は、何ら手続きを要することなく、自動的に第1種販売取

扱所として許可を受けたものとみなされ、継続して使用できる。

〈例〉⑦ 第2石油類の塗料を4,000リットル許可されている第2種販売取扱所で、その塗料を試験したところ、新法では非水溶性の第1石油類に該当することとなり、倍数が8.0から20.0になった。しかし、位置、構造、設備を変更せずに、従前どおりの塗料を貯蔵したい場合は、継続届を提出しなければなら

許可施設で施設区分に変更のあるもの

施行日前の区分	施行日後の区分	手続き等	根拠法条	備 考
製 造 所	一般取扱所	みなし規定	令附則12条3項	
屋 内 貯 蔵 所	令10条2項の 屋内貯蔵所	みなし規定	令附則3条10項	平家建以外の独立専用屋内貯蔵所で2類又は4類(引火性固体及びFP70°C未満を除く)以外の危険物
屋外タンク貯蔵所	一般取扱所	みなし規定	則附則14条4項	動植物油を貯蔵するタンクの注入口、配管、弁等
屋内タンク貯蔵所	令12条2項の 屋内タンク貯蔵所	みなし規定	令附則5条6項	タンク専用室が平屋建以外の屋内タンク貯蔵所FP40°C以上の4類以外の危険物
	一般取扱所	みなし規定	則附則14条4項	動植物油を貯蔵するタンクの注入口、配管、弁等
地下タンク貯蔵所	一般取扱所	みなし規定	則附則14条4項	動植物油を貯蔵するタンクの注入口、配管、弁等
移動タンク貯蔵所 (旧積載式)	移動タンク貯蔵所 (単一式)		消防庁次長通達 第14号第3.8.(2)	トラックの荷台上に移動貯蔵タンクを積載したものの
屋 外 貯 蔵 所	1石の屋外貯蔵所	みなし規定	令附則9条5項	FP0°C以上の1石を貯蔵しているもの (許可申請要)
給油取扱所 専用タンクで ・屋内タンク ・屋外タンク ・地下タンク	屋内タンク貯蔵所	みなし規定	則附則19条	
	屋外タンク貯蔵所	みなし規定	則附則19条	
	地下タンク貯蔵所	みなし規定	則附則19条	容量3万ℓ以下の地下タンクを除く
第二種販売取扱所	第一種販売取扱所	みなし規定	令附則11条3項	
一 般 取 扱 所	製 造 所	みなし規定	令附則2条10項	

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、

ヤマトプロテック株式会社として、

大きく、はばたいています。

今後ともよろしくお願いたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151/0
本 社 〒537 大阪府東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701/0

■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

ない。

6. その他

前記の届出以外についても、許可施設の実態を把握するため、市町村長等において、消防法第16条の5に基づく資料提出を求める場合があるので、事業者は、貯蔵又は取扱う危険物の品名、指定数量の倍数等について、あらかじめ確認しておく必要がある。

また、大阪市においては、指定数量の倍数が同等又は減少する場合でも、ガソリン・灯油・重油等を除き、製造所等品名・数量・倍数確認届出書を提出しなければならない。

今回の危険物の範囲の見直しに伴い、前頁の表のとおり許可施設で、施設区分に変更の生ずるものがあるが、屋外貯蔵所のみなし規定を除き、何ら手続は要しない。

なお、これらの件について疑義があるときは、所轄の消防本部に相談されたい。

危険物施設の事故例

リスト誤記入で、軽油過剰注油

東京都内の屋内タンク貯蔵所において、タンクローリーより軽油を荷下ろし中、過剰注入により約4,400ℓを流出させる事故が発生した。なお、この屋内タンクの容量は約1,400ℓであった。

〔事故の概要〕

移動タンク貯蔵所の運転手は地下4階にある屋内タンク貯蔵所（容量約1,400ℓ、残量約700ℓ）に600ℓを注入すべきところ誤って6,000ℓの荷下ろしを開始したため、タンク容量を超え、計量レベルゲージ（ワイヤー貫通孔）から約4,400ℓを流出させたもの。

なお、注入中、立会者はなく、同じフロアにいた者がタンク室付近でパチャ、パチャ、という音がするので、見てみるとタンクより油が漏れているのを発見し、移動タンク貯蔵所の運転手に注入を中止するように連絡したが、その時点ですでに約5,000ℓ注入していた。

下記のようなことが、重なったため約4,400ℓも流出したものである。

- ① タンクに600ℓしか注入できないところ、6,000ℓと誤記入されたリストをもとに注入したため（直接、残油量の確認を行っていない。）タンク容量以上の油を注入してしまった。
- ② 施設関係者も残油量を確認しなかったうえ、注入中、立ち会っていなかった。
- ③ 注入口付近に過剰注入防止のため、警報ブザーがあったが事故当時故障していた。

〔問題点及び対策〕

- ① 注入するときは、残油量を確認してから注入を行う。
- ② 注入するときは、双方の立会いのもとで行うこと。
- ③ 注入口付近にタンク内危険物の量を表示する装置を付ける等、過剰注入を防止するための装置を付ける。
- ④ 警報ブザーが故障している等、施設の維持管理が不十分であったことから日頃の施設の維持管理を十分行うこと。
- ⑤ その他。

(財)全国危険物安全協会提供)

茨木市災害予防協会

創立40周年を祝う

茨木市災害予防協会では、本年創立40周年を迎え、7月12日、茨木市市民総合センターで記念式典を開催した。式典は、茨木市への記念品贈呈、特別功労者への感謝状贈呈来賓祝辞があり、2部では、桂三枝師匠を招き講演会が開催された。

消防庁危険物規制課長に橋本氏

消防庁では7月2日付で人事異動を発令した。

- ▷審議官 松本和雄（自治省財政局公営企業第一課長）
- ▷予防課長 次郎丸誠男（危険物規制課長）▷自治省に出向（行政局公務員部給与課長へ）海老忠彦（予防課長）
- ▷危険物規制課長 橋本昌（自治大臣官房付）



ソフト面からみた

危険物 Q & A

(第3回)

大阪市消防局
危険物研究分科会

Q5 屋内貯蔵所のスペースに余裕があるので、許可された品名以外の危険物を貯蔵している。

A5 いいえ。許可施設では、許可された品名以外の貯蔵又は取扱いは認められません。必要があれば、事前に消防署に相談してください。

なお、危険物以外の物品の貯蔵についても、一部の物品を除いて危険物との同時貯蔵はできません。



〔参考条文〕

政令第24条①(1) 製造所等において、法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定

による届出に係る品名以外の危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る数量若しくは指定数量の倍数を超える危険物を貯蔵し、又は取扱わないこと。

政令第26条①(1) 貯蔵所においては、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。ただし、自治省令で定める場合は、この限りでない。

政令第26条①(1)2) 法別表に掲げる類を異にする危険物は、同一の貯蔵所(耐火構造の隔壁で完全に区分された室が2以上ある貯蔵所においては、同一の室。次号において同じ。)において貯蔵しないこと。ただし、自治省令で定める場合は、この限りでない。

Q6 通気管の引火防止網は、定期的に点検している。

A6 はい。よく目詰まりや破損が見られるので、こまめに点検してください。



〔事故事例〕

地下タンク貯蔵所にローリーから重油を注入し、完了後、ホースを取り外したところ、注入口から重油50ℓが逆に噴出し、公道排水溝に流出した。原因は、地下タンク貯蔵所の通気管が目詰まりしていたため、タンク内圧が上昇したことによる。(次号につづく)

消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を提供する防災のプロフェッショナルです。

本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)
東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)
神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

保安講習・受講手続について

- ① 受講申込書（指定の往復ハガキ様式）に、希望する会場を記入して、郵送して下さい。（必ず、第 4 希望まで記入して下さい。）なお、会社等で複数の受講者があるときは、まとめて返信用封筒を同封の上送付して下さい。
- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキで、本人へ通知します。
- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書（返信ハガキ裏面）に受講手数料（4000円の大阪府証紙）を貼付し

て、申請します。（証紙は申請場所で発売）申請書が受理されると、受講券及びテキストが交付されます。

- ④ 受 講
講習当日、受講券、免状及びテキストを持参し、所定の講習（3時間）を受講すると、免状に受講済印を押し交付。
後期分（2年12月～3年3月）の予定は次のとおり。
・大阪市内 8 会場（内、化学工場関係 2 会場）
・豊中 2 会場
・茨木、枚方、堺、吹田、東大阪、各 1 会場

平成 2 年度(前期)危険物取扱者保安講習予定表

会場	回数	開催日時	講習会場	会場	日 時	会場	会場
◇化学工場関係					29 10/1(月)午後	東大阪・弘容ビル	東大阪市
	(回数)	(開催日時)	(講習会場)		30 10/3(水)午前	大阪府商工会館	大 阪 市
	20	7/26(木)午前	大阪府商工会館	大 阪 市	31 10/3(水)午後	〃	〃
					34 10/8(月)午後	〃	〃
◇コンビナート関係(大阪北港地区)					35 10/12(金)午後	守口市文化ホール	守 口 市
	48	10/30(火)午後	此花会館	大 阪 市	36 10/15(月)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
	54	11/22(木)午後	〃	〃	*37 10/16(火)午後	和泉解放総合センター	和 泉 市
					*41 10/19(金)午後	八尾市消防本部	八 尾 市
◇給油取扱所関係					42 10/22(月)午後	枚方市・商工会館	枚 方 市
	24	9/24(火)	堺市民会館	堺 市	43 10/23(火)午後	茨木市商工会議所	茨 木 市
	*44	10/24(水)午後	関西技能開発センター	摂 津 市	46 10/26(金)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
◇ローリー関係					47 10/29(月)午後	吹田メシシアター	吹 田 市
	*23	9/8(土)午後	堺・臨海センタービル	堺 市	50 11/5(月)午後	高槻市消防本部	高 槻 市
	25	9/22(土)午後	トラック協会会館	大 阪 市	*51 11/6(火)午後	堺市民会館	堺 市
	28	9/29(土)午後	〃	〃	52 11/7(水)午後	高槻市消防本部	高 槻 市
	*38	10/17(水)夜	堺・臨海センタービル	堺 市			
◇その他・一般							
	21	7/26(木)午後	大阪府商工会館	大 阪 市			
	22	7/30(月)午後	貝塚市福祉会館	貝 塚 市			

注① 講義時間は、午前の部（9時又は9時30分）、午後の部（13時又は13時30分）開講で、いずれも3時間。

注② 回数欄の*印の会場は駐車可。（ただし堺市民会館は有料）。



暮らしに安心と安全をお届けする

- 屋内外消火栓設備
- スプリンクラー設備
- ドレンチャー設備
- 泡消火設備
- ガス消火設備
- 粉末消火設備
- 自動火災報知設備
- 避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本 社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号
〒 550 電 話 (06) 443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号
〒 547 電 話 (06) 707-3341



危険物取扱者養成講習ご案内

平成2年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	9月19日(水)、9月26日(水)、 9月27日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種第4類	1期	9月14日(金)、9月20日(木)	大阪府商工会館
	2期	9月17日(月)、9月21日(金)	大阪府商工会館
	3期	9月21日(金)、9月26日(水)	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)
	4期	9月18日(火)、9月19日(水)	堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分)
	5期	9月11日(火)、9月12日(水)	茨木市商工会議所 (茨木駅ヨリ約13分)
	6期	9月27日(木)、9月28日(金)	守口市民会館 (地下鉄守口駅ヨリスグ) (京阪守口駅ヨリ5分)
	休日コース	9月23日(日)、9月24日(祭)、 9月30日(日)	10時～16時30分
丙種	10月2日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館

2. 受付期間と場所

受付場所	日時
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より 南へ5分)	豊中防火安全協会 9月3日(月) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会 9月3日(月) 午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 9月3日(月) 午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 9月4日(火) 午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前)	守口消防署 9月4日(火) 午後2:00～4:00
堺市高石市消防本部 (南海・湊駅北へ6分)	堺市高石市防災協会連合会 9月4日(火) 午後2:00～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北2号出口)	大阪府危険物安全協会 9月5日(水) 午後1:00～4:00 9月6日(木) 午前10:00～午後4:00

3. 休日コースの申込方法

休日(定員100名)コースは電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 受講会費(会費には、各テキスト代を含みます)テキスト不要の場合は乙種は2,000円減額。

種別	会員	会員外	備考
甲種	14,000円	17,000円	
乙種	10,000円	12,000円	
日曜コース	14,000円	17,000円	もぎテスト実施
丙種	4,000円	5,000円	

但乙種1.2.3.4.5.6類受講者で、2種類以上の場合、各1,000円増。また、科目免除者はテキストなしで、1種類につき1,000円。